

所得に応じ 高額療養費見直し 負担増徹底

区分、より細かく

厚労省案 給付膨張に歯止め

厚生労働省は9日、医療費の自己負担が上限額を超えた分を払い戻す高額療養費制度を見直す方針を示した。70歳未満と70～74歳の世代で、所得の高い人の月々の上限額を引き上げ、負担を増やす。上限額目安となる所得の区分をより細かくして、所得に応じた負担を徹底する。2014年度以降の実施を目指す。

高額療養費見直し

きめ細かい制度に切り替えるのは、社会保障の持続を脅かす給付の膨張に歯止めをかけるのが狙い。医療費が年に1兆円前後増え続ける状況を受け、政府の社会保障制度改革国民会議は給付抑制と負担増を提言した。同会議が8月にまとめた報告書に、70～74歳の

高額療養費制度

長期の入院や手術などによって医療費が高額になった患者の自己負担を減らすための制度。所得に応じて上限が定められており、それを超えた部分に公的保険から給付を受けられる。

ことば

現在、医療費は70歳未満が3割、70歳以上が1割を自己負担する。その割合が一定以上になれば、いったん窓口で全額支払った後に払い戻しを受けるのが原則だ。1年のうち高額医療費を払った月が3カ月以上だと、4カ月目から定額になる長期療養に対応した軽減の仕組みもある。

高額療養費は所得に応じてきめ細かく負担する			
70歳未満		70～74歳	
現行	見直し後	現行	見直し後
高額療養費の負担上限額			
上位所得者 (年収790万円以上)	(3区分すべて)	現役並み所得者 (年収380万円以上)	(2区分)
一般所得者 (210万～790万円)	(3区分)	一般所得者 (160万～380万円)	(2区分)
低所得者 (210万円以下・住民税非課税)	据え置き	低所得者 (160万円以下)	据え置き
医療費の窓口負担			
3割	据え置き	特例措置で1割	2割に引き上げ

(注)年収額は70歳未満が夫婦世帯、70～74歳が単身世帯ベースで想定

医療費窓口負担の2割への引き上げとともに、高額療養費の負担上限額の見直しを盛り込んだ。厚労省は具体的な制度設計に入り、9日の社会保障審議会医療保険部会に見直し案を示した。年内をメドに引き上げ額や所得区分の数を詰める。

見直しの対象は、70歳未満の世代と70～74歳の世代に分かれる。この高世代でかかる高額療養費は、全体の年間の払戻額の約2兆円の8割近くを占める。国民会議の「負担能力に応じて応分の負担を求め」考えに基づき、高所得者への払い戻しを減らす見直し案を示した。年内をメドに引き上げ額や所得区分の数を詰める。

しは絞り込む。医療費の自己負担増や大病院の外來受診の定額自己負担などと合わせて、抑制策に踏み込む方針だ。

高額療養費の負担上限額は現在、70歳未満の高所得者(夫婦の年収で790万円以上)の場合、1カ月で約15万円。これに次ぐ所得者層(210万円以上790万円未満)で約8万円だ。

見直し案によると、基準となる所得区分を、それぞれの世代で細分化し、所得の多い人の区分で上限額を引き上げる。

区分の数は未定だが、70歳未満では高所得者を3つ以上に分ける案が浮上している。そのすべてで負担の上限額を現行から上げる。高所得者に続く一般層も3つ程度に分け、最も高い区分は上限額を上げる。70～74歳でも、現役並み所得者と一般層とを2つずつに分

介護サービスを保険金代わりに
金融庁報告、解禁盛り
金融庁は9日、金融審議会(首相の諮問機関)の総会を開き、少子高齢化時代の保険商品やサービスのあり方をまとめた報告書を了承した。保険

金の代わりに介護・葬儀などのサービスを選ぶ保険の解禁などを盛り込んだ。保険会社や販売代理店には契約者の意向を把握して適切に情報提供するルールを創設する。保険業法の改正が必要なのは来年の通常国会への提出を目指す。

厚労省は制度の導入時期について、政府が14年度から適用を目指す70～74歳の医療費負担引き上げの正式決定の後に、タイミングを決めるとしている。必要なシステムの改修には、年単位の時間がかかるともいわれ、実施は早くても14年度後半以降になる見込みだ。

3つ以上に分ける案が浮上している。そのすべてで負担の上限額を現行から上げる。高所得者に続く一般層も3つ程度に分け、最も高い区分は上限額を上げる。70～74歳でも、現役並み所得者と一般層とを2つずつに分

引、上の区分で上限額を引き上げる方向だ。一方、低所得者は上限額を変えないほか、細かい区分でも下のほうは据え置く。70歳未満の一般層では、低所得者寄りの区分では逆に上限額を引き下げる。このため、

金額や区分によっては財政負担が膨らむ設計になりかねない。

厚労省は制度の導入時期について、政府が14年度から適用を目指す70～74歳の医療費負担引き上げの正式決定の後に、タイミングを決めるとしている。必要なシステムの改修には、年単位の時間がかかるともいわれ、実施は早くても14年度後半以降になる見込みだ。